

2023年7月31日

電手決済サービスをご利用のお客さま

日本電子債権機構株式会社

インボイス制度開始に伴う対応について

いつも電手決済サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、2023年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式(インボイス制度)が開始されることに伴い、弊社の対応についてお知らせいたします。

今後とも、変わらぬご愛顧を賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

記

1. 適格請求書発行事業者登録番号

日本電子債権機構株式会社	T5010001118447
--------------	----------------

国税庁のホームページからのご確認いただけますので、あわせてご確認ください。

2. 対応内容

記録機関が徴求する電手決済サービスの各種手数料(\*)について、2023年8月14日以降、適格請求書(インボイス)を発行いたします。

(\*)書面請求に基づく電子記録の記録手数料、開示手数料、残高証明書発行手数料、等

(お問い合わせ先)

日本電子債権機構 業務部 03-5295-0007

以上